

令和4年第1回定例会（6月議会）  
所管事項審査関係資料

令和4年6月2日  
総務部

**【所管事項】**

総務課 指定管理者制度の運用の見直しについて . . . 1



# 指定管理者制度の運用の見直しについて

総務課

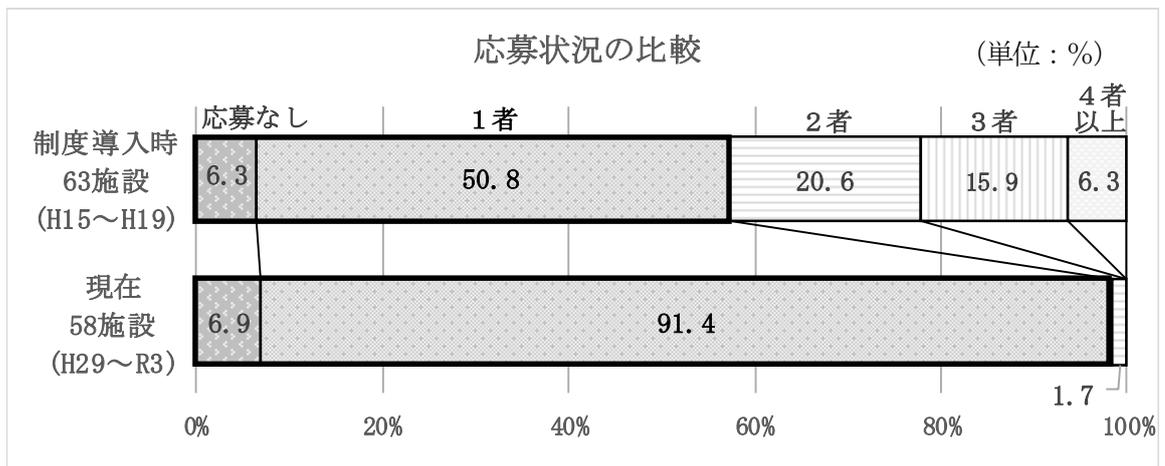
## 1 目的

公の施設の管理手法である指定管理者制度の本格導入から15年が経過する中、公募に対する応募者の減少が顕著となっており、管理者の指定に苦慮する事例等も生じていることから、今後想定される受け手不足を回避し、施設の安定的・効率的な運営を確保するため、所要の見直しを行う。

## 2 現状と要因

<現状>

○公募に対する応募者が少数



- ・応募が1者以下の施設の割合 制度導入時 57.1% → 現在 98.3%
- ・応募がなく、非公募に切り替えて市町村を指定した事例（令和3年度・秋田県営秋田駒ヶ岳情報センター等）や、完全利用料金制から利用料金併用制に切り替えて再公募を行った事例（令和2年度・秋田県金属鋳業研修技術センター）が発生

<推察される要因>

- 事前に民間事業者の意見を広く聴取した上で運営手法等を検討する環境が整っておらず、民間意識とのギャップが生じ、参入意欲が低下
- 指定期間は5年を基本としているが、人材育成や初期投資回収などの懸念から、参入を躊躇している可能性
- 参加資格に、「当面の間の措置」として県内要件（県内に主たる事務所を有する法人等）を設けており、参入が制限

### 3 見直し内容

施設の安定的な運営に向け、多様な選択を行えるよう、指定管理者の指定等に関し標準的な事務処理を定める「ガイドライン」を次のとおり改訂する。

#### (1) サウンディング（官民対話）のルール化

民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の2～3年前に、「あきた公民連携地域プラットフォーム」を活用してサウンディングを実施する。

- ・対象施設：原則として、単年度の管理運営経費が1億円以上の施設（非公募施設を除く）

「あきた公民連携地域プラットフォーム」

令和4年3月7日に公民連携の推進を図るために設置したもので、行政から民間への施設整備等案件の情報提供やサウンディングの実施支援等を行う。

〔会員等（R4.5.10現在）〕

会員：108団体・個人

秋田県・県内25市町村、11一部事務組合・地方独立行政法人等、  
71県内企業・団体等

#### (2) 公募要件の変更

施設所管課が施設の特性に応じて指定期間を柔軟に設定できるよう、先行事例等を参考に指定期間の取扱いを変更するとともに、参加資格の「県内要件」の定義を拡大し参入を促進する。

##### ○指定期間

【現行】5年を基本とする

【変更案】10年以内を一つの目安として施設毎に設定

##### ○申請者の資格要件

【現行】原則、県内に主たる事務所を有する法人その他の団体

【変更案】県内に事務所等を有する法人その他の団体 又は  
管理開始までに県内に事務所等を設置しようとする法人  
その他の団体